



2023年11月10日

各 位

会 社 名 D e l t a - F l y P h a r m a 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江 島 清  
(コード：4598 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理部門担当 黒 滝 健 一  
(TEL：03-6231-1278)

### 第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権 の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年10月20日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議及び2023年10月26日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会決議に基づく第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、予定どおり本新株式の発行価額の総額（500,008,600円）及び本新株予約権の発行価額の総額（3,715,200円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付「第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」及び条件決定日付「第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

##### 1. 本新株式の概要

(1) 払込期日	2023年11月10日
(2) 発行新株式数	430,300株
(3) 発行価額	1株につき1,162円
(4) 資金調達額	495,908,600円（注）
(5) 資本組入額	1株につき581円
(6) 資本組入額の総額	250,004,300円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	日本ケミファ株式会社に対して第三者割当の方法により割り当てます。
(8) その他	金融商品取引法による届出の効力は2023年11月10日に発生しております。

(注) 資金調達額は、本新株式の発行価額の総額から、本新株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

## 2. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年11月10日
(2) 新株予約権の総数	10,800個
(3) 新株予約権の発行価額	総額 3,715,200 円 (本新株予約権 1 個当たり金 344 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,080,000株 (新株予約権 1 個当たり100株) 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,080,000株です。
(5) 資金調達額	810,475,200円 (差引手取概算額：800,775,200円) (注) (内訳) 新株予約権発行による調達額：3,715,200円 新株予約権行使による調達額：806,760,000円
(6) 行使価額及びその修正条件	<p>当初行使価額は、747円です。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日 (但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。) 以降、各修正日の前取引日 (但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日 (株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいいます。) 又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。) の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。) の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 行使期間	2023年11月13日から2025年11月12日まで
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	マコーリー・バンク・リミテッド (以下「新株予約権割当先」といいます。) に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(9) その他	当社は、新株予約権割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を締結いたしました。本買取契約においては、新株予約権割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、新株予約権割当

	<p>先からの譲受人が本買取契約の新株予約権割当先としての権利義務の一切を承継する旨、及び本新株予約権の行使期間中、新株予約権割当先が本新株予約権を行使することができない期間を合計4回まで定めること等が定められています。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(9,700,000円)を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

以 上